

事 務 連 絡  
平成 26 年 2 月 20 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「不登校児童生徒への支援の在り方について」への意見募集に関して

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年 1 月 30 日開催の「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」において説明しましたとおり、不登校児童生徒への支援の在り方に関して、より効果的な方策を検討するに資するよう、意見等を募集したいと考えております。

意見募集期日等に関しては下記のとおりといたしますので、何卒御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 意見募集対象となる文書

別添「不登校児童生徒への支援の在り方について」

2 意見募集期間

平成 26 年 2 月 20 日（木）～同年 3 月 28 日（金）

3 意見提出方法

各都道府県教育委員会指導事務主管課、各指定都市教育委員会指導事務主管課、各都道府県私立学校主幹部課、附属学校を置く各国立大学法人担当課、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課において、域内・所轄の教育委員会や学校等における不登校児童生徒への対応状況や問合せの多い事項等を踏まえて、適宜、別添回答様式に記載し、下記提出先までメールにて御提出ください。

必ずしも全ての学校へ御照会いただく必要はありませんが、特に、重大事態への対処の試案に関しては、より実効的な指針とするという観点からも、実際に重大事態への対処を行った学校に個別に意見聴取をするなど、現場の意見等を参考にした記載をいただきますようお願いいたします。

なお、今後の施策の参考とさせていただきたく、各都道府県や市町村、学校等において、不登校対応に係る指導マニュアルや先進的な取組等がございましたら、併せてメールにて御提供いただきますと幸甚です。

# 初期段階のアセスメント（イメージ）

子供が欠席し始めた当初から子供や家庭と関わりを持ち、早期学校復帰を支援するため、要因が特定できない欠席初期の段階の対応に関する考え方や対応方策の一般的なモデルを整理し示すことが有効であると考えられ、以下はそのイメージ。実施中の「不登校生徒に関する追跡調査研究会」（別紙）の結果を踏まえ、来年度、不登校施策に係る検討会議を立ち上げて検討する。

## ① 欠席理由や必要な支援の見立て（アセスメント）

### 【欠席1日目～】学級担任等による対応

- ※ 欠席理由の把握
- ※ 学級担任等による電話連絡や家庭訪問の実施

### 【連続欠席等3日目～】校内で情報共有 ※遅刻・早退も加味

- ※ 養護教諭等が、連続欠席等3日～の児童生徒をチェック、管理職などへ状況報告
- ※ 状況に応じて、周囲の児童生徒や保護者、教職員等にも聴取するなどして不登校の原因や背景の把握に努める
- ※ 今後の対応方法を検討するとともに、児童生徒や保護者となつたつながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施

### 【連続欠席や1ヶ月通算欠席等 ●日目～】

※遅刻・早退も加味

### 【連続欠席や1ヶ月連続欠席等 ●日目～】

※遅刻・早退も加味

⋮

※ サポートチームを結成しての支援、教育委員会の支援 等

## ② 個々の子供の置かれた状況判断と個別支援

### 不登校の原因や背景となった要因を検証、解消

- ※ 当該児童生徒の欠席の原因や背景状況がつかめたら、それを検証、解消。
- ※ いじめが背景にある場合、いじめ防止対策推進法第23条などを踏まえて、いじめの解消に向けて迅速に対応。
- ※ 「いじめにより相当の期間（年間30日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」に該当する状況となった場合、いじめ防止対策推進法第28条に基づく「重大事態」として必要な措置（「**試案**」へ）

### 個別の支援方策を検討

無気力  
情緒的混乱  
遊び・非行

} 傾向に応じた  
対応の検討

### 適応指導教室、関係機関との連携

# いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処（不登校）

## 《本「試案」の位置づけ》

文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に関して、同法に基づく措置の具体的な取扱いに関し、指針を策定する予定である。より効果的な指針策定に向け、まずは「試案」を配布し、各学校で「重大事態」の状況に至る事案があった際には、本「試案」を踏まえて必要な措置を講じていただくとともに、本「試案」を運用したうえでの意見等を受け付けることとしたい。なお、指針策定は、来年度中を目途とする予定。

## 《「重大事態」（第28条第2号）への対処の趣旨・目的》

いじめ防止対策推進法第28条では、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と規定されている。

この調査の趣旨・目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、①当該児童生徒が欠席を余儀なくされている状況（いじめ）の解消につなげ、②当該児童生徒の学校復帰の支援につなげるものである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもない。欠席を余儀なくされた児童生徒が、落ち着いた学校生活へと復帰できるよう、客観的な事実関係の調査を速やかに実施し、その後の支援につなげるものである。

## 《重大事態とは》

いじめ防止対策推進法第28条及びいじめ防止基本方針参照。

### ○ いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 【重大事態の意味】（平成25年10月11日文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」）

- ・ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・ また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

# いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処（不登校）

## 1. 地方公共団体の長等への発生報告

【いじめ防止対策推進法第29条①、30条①、31条①、32条①】

【いじめ防止基本方針】

学校は、重大事態が発生した場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

学校は、以下のような項目（例）を報告する（公立学校は教育委員会を経由）

- ① 被害児童生徒の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他児童生徒の状況
- ③ 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

## 2. 調査主体の判断

【いじめ防止基本方針】

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

また、国立大学に附属して設置される学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。

公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体である。また、公立学校について、法第28条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方公共団体のいずれの部局がその事務を担当するかについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、学校の設置・管理を行う教育委員会である。

学校の設置者において調査主体（学校の設置者又は学校）を判断する。

## 3. 調査組織の設置

【いじめ防止対策推進法第28条】

【いじめ防止基本方針】

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

学校の設置者が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。この際、専門的知識及び経験を有する学校外の専門家（※）の参加に努める。

（※）心理・福祉の専門家、教員経験者、生徒指導に関する学識経験者、相談業務に従事している関係機関の専門家など

学校が調査主体となる場合は、いじめ防止対策推進法第22条の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることが考えられる。

## 4. 調査の実施

### 【いじめ防止基本方針】

ア)いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

主に、聴き取りによる調査を想定。聴取の対象者は、当該児童生徒、保護者、教職員(学級・学年・部活動関係等)、関係する児童生徒、などが想定される。聴取内容としては、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯、等が想定される。

## 5. 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

### 【いじめ防止基本方針】

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

重大事態の発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる(不登校の児童生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載)【※次頁「聴取結果のとりまとめ・報告事項の例」参照】

調査期間中に当該児童生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容をとりまとめる。

また、聴取した内容を踏まえて、当該児童生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

## 6. 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供

### 【いじめ防止対策推進法第28条②】

#### 【いじめ防止基本方針】

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

聴取結果(及び今後の支援方策)について、当該児童生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

## 7. 聴取の結果等を地方公共団体の長等に報告等

### 【いじめ防止基本方針】

調査結果については、国立大学に附属して設置される学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

聴取の結果等、5. の内容を書面にて地方公共団体の長等に報告。

報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができるとされている。地方公共団体の長等による再調査があれば、調査実施に協力する。

### 《平素からの対応体制の整備》

重大事態発生時の、報告方法、報告を受け付ける担当部署、調査の体制等について、学校の設置者等はあらかじめ検討し学校に示すことが必要である。

(参考)

### 聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例

1. 当該児童生徒  
(学校名)  
(学年・学級・性別)  
(氏名)
2. 欠席期間・当該児童生徒の状況
3. 調査の概要  
(調査期間)  
(調査組織)  
(外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性)
4. 聴取内容
  - ① 当該児童生徒・保護者
  - ② 教職員
  - ③ 関係する児童生徒・保護者
  - ④ その他
5. 今後の当該児童生徒への支援方策

# 「不登校児童生徒への支援の在り方について」への意見募集について

## (自治体からの主な意見のまとめ)

(平成26年2月20日～3月28日募集)

### 初期段階へのアセスメント

#### 1. (1) 「①欠席理由や必要な支援の見立て (アセスメント)」への意見

- 欠席1日目での家庭訪問を必ず行うものとしてとらえられる可能性がある。本当に具合が悪いとき家庭訪問に来られるのも、保護者としては負担感が生まれる。また、複数の欠席者が出てきた場合は、担任等がすべて回ることは物理的に不可能。「場合によっては家庭訪問」ではいかがか。
- 試案のような欠席1日目以降、3日目以降の対応や、1ヶ月通算欠席数や1ヶ月連続欠席数を記入することで、型にはまった指導になってしまうのではないか。
- 「初期段階」のスタートとして欠席に至る前の状態 (例:行き渋り、学習意欲、保健室に行く回数、部活動等への参加状況等) の見立ての項目を挿入する。
- スクールカウンセラーの支援が必要と考える。子育ての課題が学校側の課題となる傾向を憂慮している。休んでいる理由が実際は子育て全般に関するものなのに、いじめが原因とすると、本来解決すべき保護者の課題等が解決されず問題の解決につながらない。
- 月3日欠席したときに個人票提出を担当に義務づける。その時点でカウンセラーの面接、生徒の承諾を得て心理検査 (投影法と質問紙法) など心の状態を理解し、病気が障害か疑わしいときは保護者面談をして外部機関に行くように勧める。

#### 1. (2) 「②個々の子供の置かれた状況判断と個別支援」

- 個別支援については、不登校の要因において多様な対応が考えられる。傾向に応じた対応の在り方をできるだけ多く示してほしい。また、児童生徒が不登校になった場合、その子どもだけでなく保護者や家庭の考えに要因がある場合もある。家庭との関わりについての記述もあると現場の参考になるのではないかと考える。
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」ではなく、「いじめが原因と思われる不登校児童生徒への支援の在り方について」とするなど、いじめが原因である不登校の児童生徒への支援であることを明確にした方がよいのではないか。
- 初期対応におけるケース会議の有効性についての記述を含めたい。
- 「個別の支援方策を検討」、「適応指導教室、関係機関との連携」について、誰がどのように対応するのか、考えられる主な具体例を示してあると分かりやすい。
- 30日は目安であるが、当然そこに至るまでの出欠状況によって、各学校ではその背景を把握・対応する。不登校児童生徒への支援という視点からすると「30日以上」という数値のみ一人歩きすることは好ましくない。
- 学校、教委、福祉部門など児童生徒に関わる機関の合同支援会議の定期的な開催が必要。
- 就学前からの児童生徒の支援の経過を、学校が引き継いでいくことは必要。子どもの育ちを「手帳」のような形で一元管理している市町村もある。
- 個別支援を行う際は、当該児童生徒及びその保護者の意向も考慮しながら解消に向けた具体的支援策を明確に示すことが必要。
- 学校長が最終責任をとるが、それまでに学級担任・学年主任・生徒指導担当等、具体的に誰が対応するのか明記した方が、教職員の動きがよくなる。

## いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処（不登校）

### 2.（1）「『重大事態』（第28条第2号）への対処の趣旨・目的」

- 重大事態に係る調査において、予め質問票の調査項目を例示するなどして、各学校及び学校の設置者が適切な調査を実施できるよう配慮する必要がある。
- 目安である30日となつてからの対処では、児童生徒が深刻な不登校となる危険がある。【重大事態の意味】に示しているように「上記目安にかかわらず・・・迅速に調査に着手することが必要である。」の部分、より大切にしたい部分である。
- 調査の趣旨・目的では、調査が学校復帰の支援につながるものになるよう具体策を明示してほしい。
- 欠席を余儀なくされている状況の解消のためには、当該生徒への誹謗中傷、暴力等を排除し、守ることだけでなく、その学習面における遅れや悩みを同時に解消していく必要があると考える。また、加害側生徒に対しても、学習面等の支援が必要であるといえる。
- 保護者に重大事態の意味をどのように理解してもらうか。保護者が欠席理由を安易にいじめ等他者の影響にしまわぬか(暴力や恐喝など具体的な事実がなく、子どもが何となく心理的にいじめと感じている場合等)。全欠席でなく、断続的に欠席する場合は、この対象となるのか等実際の運用は難しい。
- 調査について、「民事・刑事上の責任追及…直接の目的とするものではない」とあるが、実際には調査結果が訴訟等に影響を与えることは当然想定される。この点についても、説明を行うべきではないか。
- 保護者からの申立てがあつた場合、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることは理解できる。しかし、不登校の主な理由が、いじめの内容そのものよりも家庭（親子関係）の問題等に起因する場合、学校が客観的な事実関係の調査を行い具体的支援策を提示しても、保護者の理解や協力が十分に得られず逆に不当要求を迫られるケースもあるため、同時に保護者に対するカウンセリングを含めた支援も必要となり、学校の負担が過大となる。

## いじめ防止対策推進法における「重大事態」への対処（不登校）

### 2.（2）「1. 地方公共団体の長等への発生報告」

- 1の①の「被害児童生徒の氏名・学年・性別」に保護者の承諾をとった上で「家庭環境等について特筆すべき事項」を付加するとよい。
- 地方公共団体の長などへの発生報告の義務が生じるが、学校長が、本来重大事態とされるべき事案を重大事態とせずに処理することが危惧される。より客観的な指針を示したり、報告の可否の判断を学校と設置者がともに行ったりするなどの仕組みが必要。
- 被害児童生徒の欠席が、いじめによってはじめて生じた場合と、以前から欠席がちであった場合では状況が異なる。各学年の欠席状況も記載したほうが良い。
- 発生報告の項目について、不登校を理由とする重大事態だけでなく、他の事由の重大事態の報告との関連性を考えると、①重大事態と判断した根拠（この中に欠席期間を含める）、②いじめの概要、③児童・生徒の状況、④いじめに関する調査の状況、⑤児童生徒・保護者からの訴えの内容としたほうが良い。
- 不登校の要因がいじめであることが特定しにくい場合の留意点等を記述すべきである。
- 報告内容のほとんどが開示対象となり、報告する側としては気がかりである。児童生徒への教育的配慮の観点からも、報告を受ける側（県知事部局）の守秘義務に関して一定の整理がなされるべきであり、このことは調査主体、調査段階など全てに及ぶことでもある。報告を受けた内容については、所轄庁として非公開情報として取り扱いたいところであるが、保護者がマスコミに自らリークする場合もあり、一定の守秘義務に関する明記は必要であると考える。

## 2. (3)「2. 調査主体の判断」

- 学校の設置者が適切な判断を行うためには、常に学校からの正確な情報を集約しておくことが必要である。そのためには、30日以上欠席や学校からのいじめの認知件数結果のみではなく、いじめアンケートの実施結果の詳細を把握するなどの取組が必要である。
- 調査主体が「学校の設置者か学校か」を判断する基準もしくは、例を示してほしい。
- 調査主体を判断するのは設置者であるべきだが、学校の設置者が調査すべき目安を例示することはできないか。
- 学校の設置者又は学校となっているが、学校は調査へのノウハウが乏しく対応が弱いと考えられ、設置者は、学校内のこと（日常の様子、教職員や子どもたちの状況）を理解するという点において不十分であると考えられる。設置者が第三者的に学校現場に指示をだし、学校が生徒や保護者等に調査をする方が、速やかに真相に迫れるのではないかと考える。どちらにしても、「何を」「どの場面で」「誰に」「どのような形で」調査をするのか、的確に判断して行う必要があると考える。
- 「学校主体の調査では…必ずしも十分な結果を得られない」と判断するには、調査に着手する前にある程度の事実の把握は必要ではないのか。万一、学校の調査で十分でなかったという結果になれば、当該関係者は言うまでもなく、他の保護者や地域からの信頼を失い、その後の附属機関の調査等に大きな影響を与える可能性があると考えられる。
- 当該学年会・生徒指導課・保健室・教育相談員が主体に調査する。調査の結果は、管理職に報告。重大事態と判断した場合は、当該学校法人理事長等を通じて県総務課担当部署へ報告。
- 調査主体が、学校法人であるときでも、学校法人の意思により、学校と共に県教委及び知事部局が連携して調査することがある。"
- 学校法人は校種の異なる複数の学校を設置しており、特に学校の教育活動に関する運営は当該校長に委ねられているため、調査主体は学校となるケースが多いと思われる。このような中で、設置者である学校法人の役割として、普段から問題意識や危機管理意識を高めること、学校が重大事態の対処に追われ機能不全に陥る前に、組織的な支援ができる体制を構築することが重要と考える。

## 2. (4)「3. 調査組織の設置」

- 事実関係を明らかにするための調査には、客観性が求められるので、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者によって構成される組織は望ましいと考える。
- 当該調査の中立性を保つことができるかどうかの判断を、どのようにチェックするか不安がある。利害関係のない公平性・中立性を有する専門家の人選は非常に難しい。
- 地方においては、弁護士、精神科医等が少ない。財政的な面も含めて支援がいる。調査組織を設ける否かは、いじめに係る保護者ともめることになる。調査組織は必要ないのに、保護者が求めた場合は、どうするのか。財政基盤の弱い自治体も多く、国の支援をお願いしたい。

## 2. (5)「4. 調査の実施」

- 「いじめ行為について聴き取り調査」では、事実関係を確認するための材料となるように、客観性をもった内容を聴き取る必要がある。例えば「具体性の原則（行為の具体を聴く）、継起性の原則（時系列に沿って聴く）、相互性の原則（相互のやりとりを聴く）」といった観点を重視する旨を加えるとよいのではないか。
- 不登校に係る調査においては、発生してから聴取が行われるのではなく、それまでに聴取してきた内容の整理が中心となる。不登校児童生徒の中には、学校を休む原因を話したがない児童生徒もいるため、学校は、不登校といじめの関連について当該児童生徒本人から無理

に聴取することなく、多角的に情報を収集することが求められる。

- 聴き取りも必要であるが、アンケート調査の方が多くの児童生徒からの情報が得られ、文書として保存できる。いじめの重大事態の聞き取り用のアンケート、聴き取り内容等、具体的な資料を提供してほしい。
- 「主に、聞き取りによる調査を想定」と例示したことは、現実性を考えた適切な記述である。
- 加害側と被害側とは流動的に入れ替わることもあることから、調査の際の加害児童生徒への配慮に関する記載があるとよい。
- 傍観者的な立場であった児童生徒からの聴き取りや聴き取りが不可能な場合についても試案に記載していただきたい。

## 2. (6) 「5. 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討」

- 「重大事態の発生から1ヶ月程度」とあるが、1ヶ月は遅いのではないか。2週間程度もしくは、事情を丁寧に説明するとともに、整理できた調査結果から随時説明を行う。
- 聴取した内容を書面にまとめる時期を重大事態の発生から1か月程度を目途としているが、できるだけ早期に取りまとめ、今後の支援方策の検討を行うべきではないか。
- 「重大事態の発生から一ヶ月程度」という期間が、適当か否かは事案の背景の程度による。加被害の関係性や加害行為が明確ならよいが、被害児童生徒の認知の偏り等により、事実の曲解等があるとするならその調査には慎重さが求められると考える。
- 被害児童生徒、保護者への謝罪、再発防止があった方がよい。また、いじめられた児童生徒への心のケア、学校復帰の支援も必要である。同時に、加害生徒への心の教育や、周囲の児童生徒にいじめは許さないという意識を持たせることも必要である。
- 「学校に復帰できるよう、家庭と連携して」とあるが、重大事態になっているので、連携するのはすでに家庭だけではないと考える。「家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等」という表現が必要ではないか。
- 不登校の背景は単純ではなく、いじめが不登校の契機（欠席が長期化しているケース等）であったとしても、他の要因が複層的に絡み合っていることも考えられることから、いじめの事実関係の調査以外の手立ても必要となる。

## 2. (7) 「6. 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供」

- 児童生徒・保護者への情報提供に当たり、個人情報の取扱いは大変苦慮する。各自治体の条例を踏まえる必要もあるが、加害生徒等の氏名や個人的な背景・事情などをそれぞれどう取り扱うか、また、「他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮」することと「いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない」ことの判断が非常に難しく指針において、より踏み込んだ内容を示してほしい。
- 当該児童生徒や保護者への情報の提供については、適切に行う必要があるが、対応に苦慮するのが、報道機関への情報提供である。状況に応じて違いもあると思うが、ある程度の方向性を示したもの（マニュアル等）があると対応しやすいと思われる。

## 2. (8) 7. 聴取の結果等を地方公共団体の長等に報告等

- 調査結果や情報の管理等の留意点、報告物の取扱い規定、守秘義務に関する記述が必要。
- 重大事態は、直ちに県教育委員会に報告するなど報告の時期を明記。
- どの程度の聴取結果で長に報告すべきか目安が分かるとよい。
- プライバシーの保護、個人情報など配慮すべき点が多く、適切に判断する事が難しいため、報告の仕方を例示してほしい。
- 再調査の詳細な説明があるとよい。
- 調査実施に協力するのはどこか。設置者であるならば、最初の調査に関わっているため関わ

ることは、好ましくないのではないか。

○書面での報告だけでなく、迅速に対応するためには口頭での連絡・報告も必要である。

## 2. (9) (参考) 聴取結果等の取りまとめ・報告事項の例

○短期・中期・長期といった発生後の時期や、詳細な内容が明確になった時点など、報告事例に限らない報告が必要。

○通常の事故報告の様式と統一できないか。

○人間関係を図等で示すと状況を分かりやすく正確に伝えることができるのではないか。

○「調査の概要」に「調査方法と調査内容」を加える。

○付加したらよい項目

「家族構成及び職業」「いじめの概略と経過」「児童生徒・保護者の訴え」

「警察、報道機関等への対応」「関係保護者への説明」「重大事態と判断した根拠」

「調査機関の所見等」「これまでの指導経過」「いじめ発覚後の学校の対応」

「当該児童生徒、関係する児童生徒への支援方策」 「欠席期間、日数」

## 2. (10) その他、「試案 (P3~P6)」全般

○加害生徒側が事実関係を認めない状況の中で、被害生徒の欠席が長期化しているケースにおける学校復帰のための支援の必要性について、いずれかの項目に含められないか。

○第30条第2項の再調査組織での調査についても示してほしい。また、議会で報告する場合、被害児童生徒、関係児童生徒の承諾は必要ないのかも示してほしい。

○いじめ被害生徒の欠席が続いた場合の配慮（公欠にする等）が、学校により異なるようである。配慮ができるとよい。

○学校と保護者との連携について多く触れられている一方、関係機関とのかかわりについての記述が少ないように感じました。

○「自治体の長等による再調査」や「再調査と学校の設置者等による調査の関係・留意点」などについても示してほしい。

○(9)について、聴取内容の関係する児童生徒・保護者の項目は、実名を記載するのか。

## 3. その他、不登校支援全般

○保護者の養育方針や養育能力が不登校の要因として考えられる場合があり、解決のためには児童相談所の積極的な関与・協力・支援が必要。

○不登校のケースによっては、医療機関への入院や、医療機関と連携した病弱型特別支援学校の支援が効果的。

○通学支援施設の設置など、通える環境づくりに努めることが必要。

○対象児童生徒の心のケアの部分（スクールカウンセラーの支援等）についての記述を追加したほうがよい。”

○家庭の教育力低下（保護者が学校・関係機関など外部とのかかわりを持とうとしない、仕事の関係で弟妹の世話を優先させる、経済的な理由等）が要因で、不登校（無気力、情緒的混乱等）に至る事案も多く見られることから、保健福祉事務所や児童相談所などの関係機関との連携を図った支援の在り方についても、充実させる必要がある。

○不登校の支援に対する学術的根拠や有効なプログラムの不足など、研究者サイドの課題も、まだ多いと思う。

○これまで以上に学校と関係機関との連携が必要になると考えられ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の役割が一層大きくなることは明らかである。

○小学校時代の異年齢で遊ぶ経験や体験活動の強化が求められる。